

令和4年11月

Q & A

(マイカーの業務使用に関してよくある質問)

石川県警察本部交通部交通企画課

目 次

【私有車(マイカー)の業務使用等に関するもの】

- Q1 従業員のマイカーを業務に使用させている場合、安全運転管理者による管理対象車両となるのですか？ 1
- Q2 社有車の自宅への持ち帰り(マイカー利用)を認めている場合、安全運転管理者による管理対象車両となるのですか？ 1
- Q3 自動車販売店等が検査・修理等を行うために預かった自動車は、安全運転管理者による管理対象車両となるのですか？ 2

【私有車（マイカー）の業務使用等に関するもの】

Q 1 従業員のマイカーを業務に使用させている場合、安全運転管理者による管理対象車両となるのですか？

A

業務で使用する従業員の私有車（マイカー）については、事業者側において当該車両を使用する権原（賃借権等）を有し、かつ、自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある場合は、安全運転管理者の管理対象車両となり、一定台数以上で安全運転管理者の選任が必要となります。

事業者が、業務で使用する従業員の私有車（マイカー）について賃借権等を有していない場合、当該車両は、安全運転管理者の選任義務の対象となる自動車とはなりません。

Q 2 社有車の自宅への持ち帰り（マイカー利用）を認めている場合、安全運転管理者による管理対象車両となるのですか？

A

事業者が所有する自動車を従業員に貸与し、従業員がその自宅において当該自動車の管理を行い、自宅から用務先に直行直帰するなど、当該自動車の使用の本拠が事業所ではなく当該従業員の自宅にあると解される場合は、安全運転管理者の管理対象車両とはなりません。

※使用の本拠・・・自動車の使用・整備等の使用を管理する拠点となる場所をいい、通常は、その自動車の使用者の住所がこれに当たる。

Q3 自動車販売店等が検査・修理等を行うために預かった自動車は、安全運転管理者による管理対象車両となるのですか？

A

事業所において選任されている安全運転管理者が道路交通法第74条の3第2項の規定に基づき行わなければならない業務（※）の対象となる「自動車」は、事業所を使用の本拠として事業所が使用権原を有する車両に限られることから、質問のケースではこれに該当しません。

※ 運転前後における酒気帯びの有無の確認を含みます。